

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 千歳市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
15,783	2,809	753	19,345

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	46,779	46,392	386	355	1,683	35,205	
土地取得事業特別会計	40	39	0	0	32	217	
霊園事業特別会計	54	54	0	0	5	225	
一般会計等	46,183	45,797	387	355		35,647	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,613	1,600	13	1,170	45	8,027	490	法適用
下水道事業会計	2,475	2,446	29	1,066	879	14,897	7,329	法適用
病院事業会計	4,999	5,239	△ 240	934	826	8,612	5,145	法適用
公設地方卸売市場事業特別会計	41	41	0	0	24	19	14	法非適用
国民健康保険特別会計	7,994	7,893	101	101	666	-	-	
介護保険特別会計	2,890	2,844	46	46	451	-	-	
老人保健特別会計	809	777	33	33	48	-	-	
後期高齢者医療特別会計	596	595	1	1	125	-	-	
公営企業会計等 計				3,351		31,555	12,978	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
石狩教育研修センター	37	36	1	1	-	-	-	
札幌広域圏	80	63	17	17	-	-	-	
石狩東部広域水道企業団	1,201	1,117	84	1,030	-	13	4	
一部事務組合等 計				1,048		13	4	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
千歳市場公社	4	112	10	-	-	-	75	23	
千歳市土地開発公社	25	18,700	10	-	-	9,262	-	-	
千歳市環境保全公社	2	71	10	73	-	-	-	-	
千歳青少年教育財団	59	642	20	161	-	-	306	275	
千歳市公園緑化協会	1	185	20	31	-	-	-	-	
千歳市体育協会	10	97	13	50	-	-	-	-	
千歳福祉サービス公社	0	187	101	10	-	-	-	-	
千歳国際ビジネス交流センター	31	1,730	500	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			684	325	-	9,262	381	298	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金(a)	1,959	1,861	△ 98
減債基金(b)	0	0	0
その他充当可能基金(c)	3,677	3,827	150
充当可能基金計(d)	5,636	5,688	52

(単位:百万円)

その他基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
備荒資金(超過分)(e)	146	148	2
合併特例債により達成された基金(f) (該当する市町村のみ記載)	-	-	-
その他(d-e)いずれにも当てはまらない基金(g)	0	0	0
合計(d+e+f+g)	5,782	5,836	54

(注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
2. 上記基金は地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額であり、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	0.90	1.83	0.93	△ 12.53	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	19.82	19.16	△ 0.66	△ 17.53	△ 40.00	病院事業会計	-	-	-
実質公債費比率	11.7	11.4	△ 0.3	25.0	35.0	下水道事業会計	-	-	-
将来負担比率	117.9	110.8	△ 7.1	350.0		公設地方卸売市場事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.783	0.798	0.02						
経常収支比率	88.40	88.20	△ 0.20						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。